

4-3 行財政改革基本方針に基づく取組成果

区は、基本構想の実現に向けて、平成24年3月に策定した「杉並区総合計画」の中で、以下のとおり分権型時代における行財政改革の基本的な方針を定めました。

- 方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現
- 方針2 効率的な行政運営
- 方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成
- 方針4 区立施設の再編・整備
- 方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

平成24年度は、持続可能な行財政運営の推進の観点から、「今後の財政運営のあり方」「現役世代への支援」「新たな協働のあり方」「区立施設の再編・整備」の4つの重点課題について検討を行うとともに、上記方針に基づく取組を進めました。

取組項目等の結果については、次頁以降となります。

なお、平成23年度に実施しました事務事業等の外部評価について、区の対処方針に基づき取り組んだ平成24年度の実績は、181頁以降に記載していません。

以上の取組の結果、平成24年度は5,399,643千円の財政効果額を得ることができました。

また、平成24年4月1日における職員数は、平成23年度当初の職員数に対し、14名の削減となりました。

○平成24年度行財政改革の取組成果

	項 目 名	主 な 取 組 内 容
方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の確保		
1	財政構造の弾力性の確保	<p>○「行財政改革基本方針」に基づく取組により、平成25年度当初予算に15億円余の財政効果額を見込みました。</p> <p>○区財政の現状や効率的な事業執行についての理解を深めるため、「財務会計研修(予算・決算編)」の実施などを通して、職員の意識改革に努めました。</p>
2	「財政のダム」の再構築	<p>○決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てました。また、今後の財政運営のあり方における「財政のダム」構築の取組について、杉並区行政経営懇談会の意見等を踏まえ、財政調整基金を中心として積立基金全体の残高目標を「標準財政規模の5割に引き上げる」とし、財政調整基金は、当面、各年度末に最低限170億円以上の残高を維持することとしました。</p> <p>○平成24年度補正予算において、決算剰余金や減額補正等により生じた財源を、財政調整基金に69億円、施設整備基金に10億円積み立てました。</p> <p>【平成24年度末の積立基金全体の残高:359億円(対前年度末比7億円増)】</p>
3	財政情報の公表	<p>○「平成23年度区政経営報告書」を発行し、財政指標や基金・公債費の状況、主要事業の成果などを公表しました。(平成24年9月)</p> <p>○「平成24年度事業別行政コスト計算書・ABC(活動基準原価計算)分析」を発行・公表しました。(平成24年9月)</p> <p>○「財政のあらまし」を発行しました。(平成24年5月・11月)</p> <p>○平成25年度当初予算の基本的考え方や重点的に取り組む施策・事業、区財政の現状などを掲載した「平成25年度区政経営計画書」を発行しました。(平成25年2月)</p> <p>○「広報すぎなみ」の特集記事により、平成23年度決算及び平成25年度予算の概要を区民に公表しました。(平成24年10月・平成25年3月)</p>
4	区有財産の有効活用	<p>○平成24年9月末に廃止した教職員研修所「秋川荘」について、区内の民間団体等を対象とした研修施設「秋川研修室」として11月から暫定活用を開始しました。</p> <p>○区が保有する未利用の土地・建物等の一部について、売却を含めた取組を図りました。(社会福祉法人による施設運営開始1件、売却等の方針決定3件)</p> <p>○平成24年度末に閉校する永福南小学校は、当面、和泉中学校の一時使用施設として活用することとしました。</p>
5	広告収入の確保	<p>○「高齢者のしおり」に広告を掲載し、広告収入を確保しました。(広告:5件)</p> <p>○「ごみ・資源の収集カレンダー」に広告を掲載し、広告収入を確保しました。(広告:12件)</p> <p>○「子育て応援券ガイドブック」を広告掲載による収入を見込んだ印刷委託により発行し、印刷経費の削減を図りました。(広告:15件)</p>
6 ①	税・保険料・利用料等の 収納率の向上 【特別区民税】	<p>現年度高額滞納者への早期着手による滞納整理、催告文書等の工夫や納付センターからの架電による現年度分徴収強化により、収納率を上げることができました。</p> <p>その結果、現年度分は98.24%(前年度比+0.35%)、滞納繰越分は31.33%(前年度比+2.29%)、特別区民税全体の収納率は94.31%(前年度比+0.99%)と、それぞれ向上しました。</p>

	項 目 名	主 な 取 組 内 容
6 ②	税・保険料・利用料等の 収納率の向上 【国民健康保険料】	督促状・催告書の発送と電話催告(納付センター)の連携、滞納者に対する文書催告、速やかな差押等滞納処分の実施並びに口座振替勧奨の促進により、現年度収納率は横ばいでしたが、収納額は前年度比約1億8千万円の増になりました。また、滞納繰越分は、収納率、収納額共に前年度を上回りました。
6 ③	税・保険料・利用料等の 収納率の向上 【介護保険料】	保険料段階の高い滞納者に対する滞納処分の実施(平成25年度予定)に向けた準備を実施し、マニュアル等を整備しました。
6 ④	税・保険料・利用料等の 収納率の向上 【保育料】	納付センターによる催告や未納者からの納付相談、分納計画の作成などにより滞納者の発生を抑制したことで、現年度分保育料について前年度同様の収納率となりました。
6 ⑤	税・保険料・利用料等の 収納率の向上 【学童クラブ利用料】	新規入会者、途中入会者に対して、口座振替納付の勧奨を実施したほか、未納者に対する催告書の送付などにより、現年度分の利用料について前年度同様の収納率となりました。
6 ⑥	税・保険料・利用料等の 収納率の向上 【住宅使用料】	○区営住宅の長期滞納者に対し、納入催告書を書留送付したほか、電話による納入催告や督促状を送付し、納付の推進を行いました。生活保護を受給する滞納者については、福祉事務所と連携して、分納相談推進に取り組みました。納付指導に応じない世帯には、休日に訪問催告を行い、納付及び納付誓約に結びつけました。家賃収納率は、前年度を上回りました。 ○高齢者住宅の未納者へは、本人又は親族への連絡や通知を行うとともに、生活保護受給者に対しては、福祉事務所と連携して納付依頼を行い、分納を進めました。
7	補助金の見直し	平成25年度予算において、新たな行政需要に対応するなど、適切な補助金予算を計上しました。
8	奨学資金の償還率の向上	債権回収業務の一部業務委託、納付センターによる納付案内、職員による戸別訪問等の実施により、奨学資金の償還率が向上しました。
9	使用料・手数料等の見直し	○利用者負担の適正化の観点から、廃棄物処理手数料等の改定、区民農園利用料の改定、道路占用料等の改定などを決定しました。 ○施設使用料の見直しに向けて、施設維持管理経費の積算及び分析を行いました。 ○今後の使用料等の全般的な見直しに向けて、検討を進めました。
10	保育施設の利用者負担の見直し	○応能負担の原則に基づく認可保育料見直し案及び見直し後の認可保育所との均衡を考慮した認証保育所保育料の補助制度見直し案を策定し、広く区民の意見を反映するため、無作為抽出による区民意見交換会及び区民アンケートを実施しました。その結果を踏まえ、保育の実施等に係る費用徴収条例の一部改正等を行い、平成25年10月からこれらの見直しを実施することとしました。
11	学童クラブ利用料の適正化	他自治体の状況調査を踏まえつつ、子ども・子育て関連3法の本格施行に向けた国の動向についての情報収集に努めながら、見直しに向けた検討を進めました。

	項目名	主な取組内容
12	ふれあいの家の賃借料の見直し	<p>○平成25年3月末に現契約の契約期間満了を迎える6施設について、平成25年4月からの有償貸付に向けて、賃借料、貸付面積等の協議を行いました。</p> <p>○平成26年度以降の有償化に向けて5法人との意見交換会を実施しました。</p>
13	事業系有料ごみ処理券貼付の適正化	<p>○清掃職員により、事業者に対する適正貼付の広報活動・啓発と、指導を強化しました。</p> <p>○清掃職員による適正貼付指導の強化を行った結果、前年度比で事業系ごみ処理券の交付数が増加しました。</p>

方針2 効率的な行政運営

1	これからの行財政改革の検討	<p>これからの行政経営において大きな課題となることが予想される以下の課題について、行政経営懇談会からの意見等を参考にしながら、検討を進めました。</p> <p>○「今後の財政運営のあり方」について、財政調整基金を中心とした積立基金総体による「財政のダム」の考え方と当面の方向性・目標額等を決定しました。</p> <p>○「新たな協働のあり方」について、「今後の協働の取組方針」を定め、順次具体化を図ることとしました。</p> <p>○「現役世代への支援」について、平成24年12月に開設した「杉並区就労支援センター」に「若者就労支援コーナー(愛称:すぎJOB)」を設置し、若者の就労に向けた相談等の支援を充実するとともに、福祉部門等と連携した取組を強化しました。</p> <p>○「区立施設の再編・整備」について、平成24年8月に決定した基本的な考え方に基づき、区民アンケートや区民意見交換会を実施するとともに、「(仮称)施設再編整備計画」の策定に向けた取組の進め方を決定しました。</p>
2	行政評価制度の充実	<p>○平成23年度の事務事業評価・財団等経営評価を行うとともに、外部評価委員会による外部評価を実施しました。</p> <p>○平成25年度以降の行政評価について、総合計画・実行計画の進捗把握に役立つ評価となるよう、事務事業等の体系的整理と評価項目等の検討を行いました。</p>
3	区民サービス窓口の整備	<p>「区民サービス窓口の整備検討会」を設置し、①区民事務所・駅前事務所等の規模や適正配置、②夜間・休日窓口サービスのあり方の見直し、③現行の証明書自動交付機に代わるコンビニ交付システムの導入の可能性について検討を進めました。</p>
4	民営化宿泊施設の運営の見直し	<p>○「民営化宿泊施設あり方検討会」を設置し、廃止を含めた抜本的な見直しの検討を行い、施設ごとの見直し方針を12月に取りまとめました。</p> <p>○湯の里「杉菜」については平成25年度末に廃止、売却することとし、その他の施設については当面区が保有し、運営事業者との間で経営改善等に向けた協議を継続的に行うこととしました。</p>
5	区民住宅の見直し	<p>○区と区民住宅所有者との賃貸借契約満了に伴う区民住宅の段階的な廃止を円滑に行うため、廃止後の入居者負担額上昇への対応として、平成26年度に契約満了する2住宅について所有者と賃借料引き下げの協議を進め、1住宅については、平成24年12月から引き下げを実施しました。</p> <p>○家賃滞納者に対しては、その解消に向け、分納等の具体的なスケジュールを調整し、分納計画の実行を進めました。</p>
6	自転車集積所の見直し	<p>○8か所の自転車集積所のうち、平成24年4月末に宮前五丁目自転車集積所を、7月末には上井草自転車集積所を閉鎖し、6か所に再編しました。</p> <p>○街頭指導・撤去運搬等業務と一体化して自転車集積所運營業務を委託しました。</p>

	項 目 名	主 な 取 組 内 容
7	公園緑地事務所の業務見直し	○退職不補充により、職員数を4名削減するとともに、公園の日常の巡回点検、簡易な補修や維持作業等の業務については、平成24年度と同様に平成25年度も再任用の活用を図る方針を決定しました。 ○公園維持管理資機材等運送及び特別美化業務の委託を実施しました。
8	環境情報館の運営の見直し	○すぎなみ環境情報館のあり方検討会の検討結果を踏まえ、今後の環境情報館については、平成26年度を目途に、指定管理者制度を導入する方向で見直しを行うこととしました。
9	ごみ収集方法の効率化とサービスの充実	○高齢者等へのふれあい収集によるきめ細やかな対応や、保育園での紙芝居による環境学習の開催などにより、サービスの充実を図りました。 ○プラスチック製容器包装の回収・運搬業務を委託しました。
10	教職員研修所の見直し	○平成23年度に研修実施を終了した教職員研修所の区民の目的外利用(保養)についても、平成24年9月をもって終了しました。 ○平成24年11月から、区民等の研修の場である「秋川研修室」として暫定活用を開始しました。
11	障害者雇用支援事業団の事業見直し	○公益法人制度改革に基づく公益法人化に向け、理事会・評議会で定款変更、移行時の理事等の選任、移行認定申請の承認を行いました。(平成25年4月法人登記) ○障害者雇用支援センター制度の廃止に伴い、事業を再編し、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の就労移行支援事業を開始し、8名が就職しました。
12	情報化基本方針及び情報化アクションプランの推進	情報化基本方針と情報化アクションプランの改定案をまとめ、区民等の意見提出手続を実施しました。(平成25年3月～4月)
13	区全体のウェブサイト再構築	区全体のウェブサイトの再構築に向けた基本的考え方について、情報化基本方針及び情報化アクションプランの改定案に反映しました。
14	住民情報系システムの再構築に向けた準備	住民情報系システムの再構築に向けた準備として、業務及びシステムの現状や問題点の整理・分析を効果的かつ効率的に進めるため、業務プロセス等の可視化に向けた作業を進めました。
15	民営化・民間委託の推進	地方公共団体における業務の新たなアウトソーシング等について検討する「日本公共サービス研究会」にオブザーバー参加するなど、区の業務について、さらなる民営化・民間委託の可能性を研究しました。 【公の施設のうち業務委託施設数 158施設(平成24年度末)】 【公の施設から民営化した施設数 31施設(平成13～24年度)】
16	区立施設への指定管理者制度の導入	○次年度以降制度を導入する予定の施設所管課と調整を行いながら、導入に向けた準備を進めました。 ○平成24年度末で指定管理期間が満了する図書館6館について、次年度以降の指定管理者を選定しました。 【指定管理者制度による管理施設数 25施設(平成24年度末)】

	項 目 名	主 な 取 組 内 容
17	入札・契約制度の改革	<p>○建物総合管理業務委託契約及び指定管理者制度導入施設に係る労働環境について、社会保険労務士による調査(評価結果表の作成、事業者への改善提案、事業者からの改善報告の確認等)を実施しました。(委託業務1件、指定管理業務3件)</p> <p>○施工能力等審査型総合評価方式の本格実施(27件)と技術実績評価型総合評価方式を試行(1件)しました。</p> <p>○工事成績優良事業者公表制度を構築し、10月から区ホームページ及び契約情報掲示板において公表を開始しました。(4件)</p>
18	委託業務等のモニタリングシステムの実施	<p>○平成24年度対象業務(359業務)のモニタリングに取り組みました。</p> <p>○平成23年度行政監査の指摘事項等への今後の対応について検討し、対応方針を取りまとめました。</p>
19	区民会館の委託化	<p>○久我山、浜田山、和田堀の各区民会館業務の委託業者を決定し、平成25年度当初から円滑に業務運営が行えるよう対応しました。</p>
20	オブリガードの見直し	<p>○オブリガードを含めた障害者の相談支援体制の再構築について検討した結果、平成25年度から新たに区内3か所に、すべての障害に対応する地域相談支援センターを設置することとしました。</p> <p>○オブリガードの相談支援事業等について、平成25年度から業務委託することとしました。</p>
21	保育園の指定管理者導入等	<p>○民間認可保育所開設に伴う上高井戸保育園休園(平成25年7月)及び堀ノ内東保育園の指定管理者制度導入(平成26年4月予定)について、保護者への説明会を実施しました。</p> <p>○西田保育園の民営化(平成27年4月予定)について、保護者への説明会を実施しました。</p>
22	保育園調理用務業務の委託	<p>○平成24年4月に2園(宮前・永福北)の業務委託を実施しました。</p> <p>【平成24年度末 累計21園】</p> <p>○平成25年4月から新たに業務委託する2園(四宮・荻窪南)について、保護者への説明会を実施するとともに、委託事業者を選定しました。</p>
23	学童クラブ委託の推進	<p>○平成24年4月に3学童クラブ(和泉北・久我山・浜田山第二)の運営を委託しました。</p> <p>【平成24年度末 累計10学童クラブ】</p> <p>○既に運営業務を委託している学童クラブのサービス等の質を確保するため、保護者アンケート及びモニタリングを実施し、その結果に基づき委託事業者に対して、必要な指導・助言を実施しました。</p> <p>○高井戸第二小学校内に新設する学童クラブ(平成26年4月開設予定)の運営業務を委託することとし、委託内容等についての検討を進めました。</p>

方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

1	公務員制度改革に対応した人事・給与制度の見直し	<p>○雇用と年金の接続問題への対応について、再任用の義務化に向けた特別区人事・研修担当課長会の検討状況を踏まえ、次年度以降の新規採用職員数と再任用職員数を含めた定数管理のため、退職予定者アンケート調査を実施しました。しかし、平成25年度前半に予定されていた地方公務員法の改正が見送られたため、今後の国や都の動向などについて、引き続き情報収集を行うこととしました。</p> <p>○係長職昇任選考のあり方について検討し、部長推薦枠の新設などの見直し案を作成しました。</p>
---	-------------------------	---

	項 目 名	主 な 取 組 内 容
2	自治と分権の時代にふさわしい職員の育成	<p>「杉並区人材育成計画(平成24～26年度)」に基づき、地域で活動する区民を講師とする研修や直接区民と触れ合う研修のほか、企画力向上を図る研修を実施するなど、区民の抱える課題や区に寄せる期待を知り、区民福祉の増進のための解決策を自ら考えることのできる職員の育成を図りました。 【研修実施回数:311回、延研修受講者数:4,494名】</p>
3	五つ星の区役所づくり	<p>○ボトムアップによる「五つ星の区役所づくり」の推進を図るため、職員や職場から業務改善につながる提案を募った結果、1,315件の実施報告と16件の新たな取組に関する提案が寄せられました。 ○「五つ星の区役所づくり推進本部」推進チームによる五つ星カイゼンニュースの発行、接客向上の手引「まなざし」の改訂、区役所フロア案内板の設置などの活動を行うとともに、推進チームの企画運営で職員提案発表会を開催したことにより、「五つ星の区役所づくり」の取組に向けた職員の意識向上を図ることができました。 ○CS(顧客満足度)評価における自己評価を各職場で行い、その結果について話し合うことにより、さらなる改善に取り組みました。また、外部調査機関による覆面調査を実施し、指摘された事項とその改善策をまとめた報告書を全職場へ周知することにより、顧客満足の向上に努めました。</p>
4	組織の改編	<p>新たな行政課題等に的確かつ柔軟に対応するため、平成24年度中に以下の組織機構の改正を行いました。 ○区民課外国人登録係の廃止 ○就労支援担当課長、担当係長の新設 ○総務課記念事業担当係長の廃止 ○施設再編・整備担当部長、担当課長、担当係長の新設 ○都市整備部参事(まちづくり振興担当)、副参事(地区まちづくり担当)の新設 ○地域活性化担当課長、担当係長の新設 ○済美教育センター就学前教育担当課長の新設、済美教育センター指導主事の廃止 ○電子地域通貨担当課長、担当係長の廃止 等</p>
5	職員定数の適正化	<p>○平成23年度当初の職員数に対し、平成24年度当初に14人の職員を削減しました。 ○平成25年度の職員定数の削減目標(70人)の達成に向けて、各主管課との調整を進めました。</p>
6	清掃職員の退職不補充	<p>清掃職員の退職状況を踏まえ、収集・運搬等作業の効率化を図り、職員を補充しないこととしました。また、収集作業内容及び作業計画について今後の方針案を作成しました。</p>
7	学校用務業務等の包括委託等の推進	<p>○平成24年4月に2校の学校用務業務等を包括委託化しました。【累計15校】 ○平成24年4月に3校の学校給食調理業務を委託化しました。【累計47校】 ○平成24年4月に1校を機械警備化しました。【累計52校】 ○平成25年4月から新たに委託する用務4校、調理2校、機械警備化3校の委託事業者を選定しました。</p>
方針 4 区立施設の再編・整備		
1	(仮称)施設再編整備計画の策定	<p>杉並区行政経営懇談会での意見等を踏まえ、「区立施設の再編・整備についての基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)を決定しました。さらに「基本的な考え方」に基づき、区民意見交換会や区民アンケートを実施し、区民の意見把握に努めるとともに、「(仮称)施設再編整備計画」の策定に向けた取組の進め方を決定しました。</p>

	項目名	主な取組内容
2	東京都、国との連携・協力によるまちづくりの推進	区・東京都、国の三者で設置した「まちづくり連絡会議」において、区内公有地の有効活用について情報交換・協議を行いました。平成24年度は、区が策定した「国家公務員宿舎方南町住宅の跡地活用方針」について、今後、方針の実現に向けて国と杉並区が連携して取り組んでいく共通の目標とすることを確認しました。

方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

1	自治・分権の推進	<p>○地域主権改革一括法の施行に対応して、条例や規則の制定・改正を行いました。</p> <p>○地域主権改革への区の対応状況に関する国や都、各調査機関からの調査に対応するとともに、国や都の動向について情報収集に努めました。</p>
2 ①	隣接自治体等との連携による区民サービスの向上 【地域安全担当】	<p>前年度に引き続き、隣接自治体等及び地域住民との連携により、区境合同防犯パトロールを実施しました。</p> <p>【実績】 (5/28 中野区境 150名参加) (12/19 世田谷区境 70名参加)</p>
2 ②	隣接自治体等との連携による区民サービスの向上 【産業振興センター】	<p>○JA東京中央・杉並区・世田谷区の三者での協働により、7月の「アグリフェスタ」、12月の「わくわく収穫祭」と、都市農業の振興と農地保全への理解を深めるための事業を実施しました。</p> <p>○杉並区・中野区の商店会連合会が東京都の補助事業を活用し、連携して取り組んだシンポジウム・イベント開催やガイドブック等の作成を支援し、商店街への来街者の増加や広域的な商店街の回遊性の向上を図りました。</p> <p>○商店会等が、交流都市をはじめ、他都市の地域団体等と行う経済交流事業に対する補助金事業を実施し、区内商店街の活性化を図りました。</p>
3 ①	交流都市等との相互連携の推進 【防災課】	<p>○新たに2自治体(山梨県忍野村、静岡県南伊豆町)との間で、災害時相互援助協定を締結しました。</p> <p>○「自治体スクラム支援会議」等を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体スクラム支援会議:1回(7/28南相馬市) ・杉並区交流自治体スクラム会議:1回(9/30杉並区) ・自治体スクラム支援会議担当者会議:2回(10/24、1/25)
3 ②	交流都市等との相互連携の推進 【文化・交流課】	各交流自治体のまつり等への参加、高円寺阿波おどりの際の代表団の受入れや観光物産展の開催などの交流事業を円滑に実施したほか、区制施行80周年記念事業を通して、交流の促進を図りました。
3 ③	交流都市等との相互連携の推進 【児童青少年課】	北海道名寄市、群馬県東吾妻町とそれぞれ子ども国内交流事業として「杉並区・名寄市子ども交流会」及び「杉並区・東吾妻町子ども交流会」を実施し、地域特性を活かした子ども同士の交流を行いました。

	項 目 名	主 な 取 組 内 容
3 ④	交流都市等との相互連携の推進 【生涯学習推進課、スポーツ振興課】	<p>○科学館と名寄市立天文台をインターネットで結ぶシステムを導入し、①名寄市、南相馬市、ハワイとの四元中継講演会 ②名寄市立天文台との共同講演会 ③小学生名寄自然体験交流事業の学習成果発表会を実施しました。</p> <p>○杉並区80周年まつりに名寄市の移動式天文台「ポラリスⅡ」を招き、観望会・講演会を名寄市と協働で実施しました。</p> <p>○「小学生名寄自然体験交流事業」で児童25名を派遣しました。また、派遣児童による学習成果作品を名寄市で展示しました。</p> <p>○区制施行80周年記念事業「交流自治体中学生親善野球大会」「杉並区・東吾妻町バレーボール交流会」「杉並区中学校対抗駅伝大会」を通して、台北市、南相馬市、東吾妻町と交流を行いました。</p>
4	大学・研究機関等との連携・協力の推進	<p>○区と区内6大学との連携協議会等を合計4回開催するとともに、大学公開講座については合計10講座を実施しました。</p> <p>○連携協働推進協議会事業として実施した、杉並区80周年まつりのステージ・テントへの出展外2事業について、延べ39名の学生がボランティアとして参加し、区内大学の専門性を活かした連携協働を推進しました。</p>
その他の取組による見直し		
1	地域区民センターのトレーニング室の転用	○西荻、阿佐谷、高円寺、永福和泉、井草の5地域区民センターで、平成24年度当初からトレーニング室を軽運動室に転用しました。（※西荻、阿佐谷については平成24年3月1日、高円寺、井草については3月21日から転用）
2	杉並区文化協会の解散	<p>○平成23年度末で協会を解散し、事業を文化・交流課へ移行したことで、人件費、事務所賃借料等の経費の削減を行いました。</p> <p>○協会主催で開催していた日本フィルコンサートを、区・公会堂・日本フィルの協働で行うこととし、実施当日の人件費を削減しました。</p> <p>○文化芸術活動助成金は、今後の助成のあり方について文化・芸術振興審議会に諮問し、助成目的や対象の見直し、プログラムの多様化、助成制度の評価等について答申を得ました。</p>
3	杉並区勤労者福祉協会の解散	<p>○今後の中小企業勤労者福祉事業のあり方について検討した結果、平成23年度末で協会を解散し、平成24年度当初から区が事業を引き継ぎました。</p> <p>○協会が実施してきたサービス水準を維持しつつ、効率的な事業運営に努めました。</p>

平成 23 年度事務事業等の外部評価に対する対処結果について

① 高齢者住宅

外部評価委員会における 評価結果	今後の方向性	I 事業の方向性	●現状維持
		II 事業の改善	●実施方法の変更
評価（理由等）			
<p>○実際の展開や実施については、高齢者の住宅事情や杉並の全体的な住宅政策の中で精査し、ケア付き住宅への転換を大規模にするかについては慎重に進めていく必要がある。</p> <p>○高齢者実態調査を精査し、みどりの里だけではなく、今後の高齢者の住宅提供をどうしていくのか全体として判断していく必要がある。</p> <p>○みどりの里入居を希望する低所得高齢者に対し、財政支出が少なく、満足できるサービス供給方式について考えていく必要がある。</p>			
区の対処方針			
<p>これまで、高齢者の住まいについては都市整備部と保健福祉部で個別に対応してきました。今後、相互の連携を強化して取り組む必要があることから、</p> <p>(1) 高齢者が加齢や身体状況及び経済状況等に応じて、適切な住まいや介護保険施設等を選択できるよう、多様な高齢者の住まいに関する総合的な計画を策定します。（平成 24 年度中目途）</p> <p>(2) みどりの里の杉並型サービス付き高齢者向け住宅への転換については、契約期間が満了する 2 団地を対象に、平成 24 年度から実施し、区財政負担の軽減化やみどりの里を拠点とする介護サービスの地域展開などを図ります。</p>			
評価後の取組			
<p>(1) 高齢者が加齢や身体状況及び経済状況等に応じて、適切な住まいや介護保険施設等を選択できるよう、高齢者の住まいに関する総合的な施策について検討を進め、「高齢者の住まいに関する基本方針」をまとめました。</p> <p>(2) 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備については、平成 24 年度に借上げ期間が終了するみどりの里の転換や民間事業者による整備等の検討を進め、以下のとおり取り組んでいくこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和田みどりの里は、空き住戸から順次サービス付き高齢者向け住宅に転換する。（平成 25 年 4 月～） ・松庵みどりの里は、契約期間満了時に空き住戸がないため、引き続き低所得者向け住宅として運営する。 ・民間事業者による整備を推進するため、区内にサービス付き住宅を設置・運営する土地所有者又は事業者に対して助成を行う。（平成 25 年度開始予定） 			

② 太陽光発電機器等設置助成

外部評価委員会における 評価結果	今後の方向性	I 事業の方向性	●現状維持
		II 事業の改善	●事業内容の変更
	評価（理由等）		
<p>○単に経費をかけ助成するというだけでなく、補助の公平感や将来的な技術革新の動向も見据えた制度設計が必要である。</p> <p>○再生可能エネルギーとして、太陽光発電のシェアを伸ばしていくことは必要だが、事業内容の改善が可能か精査が必要である。</p> <p>○基礎自治体としてのエネルギービジョンを示し、将来的に区内のエネルギー自給率を上げていくために、今後、住宅や公的施設、事業所など、太陽光発電の普及がどの程度見込め、太陽光以外の再生可能エネルギーとして、技術的に何が導入可能なのかを検証した上で、現在の助成事業を維持継続していくのか検討が必要である。</p>			
区の対処方針及び予算への反映			
<p>東日本大震災を機に再生可能エネルギー及び省エネルギーの重要性がこれまで以上に増していることから、再生可能エネルギーの普及の拡大に取り組んでいきます。</p> <p>(1) 地域における再生可能エネルギーの導入目標等を明確にし、計画的な普及を図るため、学識経験者、区民等で構成する審議会での意見を踏まえ、「(仮称)地域エネルギービジョン」を策定して、地域エネルギー対策の推進を図ります。(平成24年度中策定)</p> <p>(2) 地域のエネルギー自給率向上と区民・事業者による地球温暖化防止の取組を支援するため、太陽光発電機器の導入助成制度を拡充し、再生可能エネルギーの普及を促進します。(平成24年度～)</p>			
評価後の取組			
<p>(1) 地域における再生可能エネルギーの計画的な普及を図るため、学識経験者、区民等で構成する懇談会を設置し、その意見を踏まえ平成25年6月に「地域エネルギービジョン」を策定しました。</p> <p>(2) 地域のエネルギー自給率向上と区民・事業者による地球温暖化防止の取組を支援するため、平成24年度から、太陽光発電機器の導入助成の対象を、区内に居住する個人から、該当する以下の方へ拡充しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅の共有部分に太陽光発電機器を設置する管理組合等 ・区内に所有する店舗や事業所に太陽光発電機器を設置する区内中小事業者 ・区内に所有する賃貸住宅、アパート等に太陽光発電機器を設置する区民 			

③ すぎなみ環境情報館

外部評価委員会における 評価結果	今後の方向性	I 事業の方向性	●現状維持
		II 事業の改善	●実施方法の変更
評価（理由等）			
<p>○環境配慮行動を推進するための拠点としての本来目的に沿った事業活動ができているか検証が必要である。</p> <p>○委託先の選定方法を工夫するなど、競争原理を働かせることにより、事業活動の質の確保を図るべきである。</p> <p>○再任用職員を含めた区の直営部門とNPOとの役割関係の切り分けを検討する必要がある。</p> <p>○学習室の使用料は、公平性の観点からも受益者負担のあり方について検討する必要がある。</p>			
区の対処方針及び予算への反映			
<p>地域における環境活動の拠点として、NPOなどの区民の知恵と工夫を活かし、設置目的を達成し、集客力の向上を図る観点から、施設の運営管理のあり方を見直します。</p> <p>(1) 委託の範囲や事業の実施方法、事業内容、NPOとの役割分担などについて検討を行います。（平成24年9月目途）</p> <p>(2) 受託事業者との契約期間について見直しを行った上で、契約期間満了時に学識経験者や区民からの意見を踏まえ、事業者に対する評価を実施し、適否や事業効果を検証します。</p>			
評価後の取組			
<p>すぎなみ環境情報館のあり方検討会を設置し、今後の環境情報館の運営方法等について検討した結果、以下のとおり進めていくこととしました。</p> <p>(1) 集客力の向上や情報収集・提供体制の拡充など、必要な改善を行うことにより、区民や環境団体等の学習・活動を支援し、より一層推進するための総合的な拠点としての役割を更に向上させていく。</p> <p>(2) 施設運営受託者の創意工夫や主体性が発揮できる指定管理者制度での運営が、現在の委託契約に比べ有効な点が多いため、指定管理者制度の下で改善を図っていく。</p>			

④ 教職員研修所

外部評価委員会における 評価結果	今後の方向性	I 事業の方向性	●廃止
		II 事業の改善	—
	評価（理由等）		
<p>○設置目的である教職員研修の利用実態から見ても、宿泊研修施設を区が独自で持っている必要はなく、区が見直しの方向としている「教職員の宿泊研修施設としては廃止」とすることは妥当である。</p> <p>○区民利用については、他に同様な施設があるのであればその施設を利用してもらうことで代替策となり、区民利用について考慮する必要はない。</p> <p>○施設の廃止に至るまでの間、運営の効率化を図り区の持ち出しを少なくする方策を講じること、あるいは児童・生徒の環境学習等の方策を含め、施設の有効活用に向けて努力することが必要である。</p>			
区の対処方針及び予算への反映			
<p>特別区で唯一の教職員の宿泊研修施設として設置し、目的外利用として、区民への一般利用も行っていましたが、教職員研修施設としての設置目的に照らし、</p> <p>(1) 学校教職員研修所は、平成 23 年度をもって研修の実施を終了します。</p> <p>(2) 目的外利用である一般区民利用については、区民への周知期間を考慮して、平成 24 年 9 月の施設廃止をもって利用を終了します。</p> <p>(3) 土地・建物の跡地利用については、早期に方向性を決定します。</p>			
評価後の取組			
<p>(1) 教職員研修所の一般区民の利用については、平成 24 年 9 月末の施設廃止をもって終了しました。</p> <p>(2) 平成 24 年 11 月から、区民の研修の場である「秋川研修室」としてリニューアルオープンし、土地・建物の次の活用方法を定めるまでの概ね 2 年間は暫定的に管理運営します。</p> <p>(3) 当面は、区内 6 大学や町会・自治会に働きかけるなど研修室の認知度を高め、多くの区民に利用されるよう、引き続き P R 等を積極的に行っていきます。</p>			

⑤ 区政の広報活動

外部評価委員会における 評価結果	今後の方向性	I 事業の方向性	●現状維持
		II 事業の改善	●事業内容の変更 ●実施方法の変更
	評価（理由等）		
<p>○現在の広報媒体が、区民が知りたい時に知りたい情報を得られるのに役立っているのか、そして区の知らせたい内容がきちんと区民に伝わっているかどうかを調査・検討し、資源配分を見直すべきである。</p> <p>○広報媒体のあり方、あるいは頻度などを再考する必要がある。</p> <p>○区政情報の入手方法は、区民が受身で情報を与えられる媒体と、区民が能動的に情報を取りに行く媒体の二つに分けられる。ホームページにアクセスしてきた人がどんな情報を求めているかを分析し、広報紙等の情報の内容的な充実にも反映させていくというようなメディア間の連携を考えながら、区の広報全体の充実を図っていくべきである。</p>			
区の対処方針			
<p>区の広報活動を、情報発信全般の課題として捉え、現在の区の情報がどのように区民に伝わっているかを調査し、知りたい人に知りたい情報が確実に届く情報のあり方を検討します。</p> <p>(1) 区の情報発信に関わる施策の企画・立案や、区が保有する情報資産の活用等を所管する組織を設置し、協働の推進に不可欠となる、区と区民との情報の共有化を進めます。（平成24年度～）</p> <p>(2) 各広報媒体の活用にあたっては、区民のニーズや費用対効果、活用のしやすさなどの観点から、媒体ごとの特徴を活かした効果的な活用に取り組みます。</p>			
評価後の取組			
<p>(1) 区の情報発信に関わる施策の企画・立案や、区が保有する情報資産の活用等を所管する組織（情報政策課）を平成24年度に設置しました。</p> <p>(2) 今後の各広報媒体の活用策については、改定した「杉並区情報化基本方針」と「杉並区情報化アクションプラン」の中で、「必要な時に必要な情報が届く情報発信・交流の推進」という目標を掲げ、以下のとおり取り組んでいくこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区全体のウェブサイトの再構築 ・SNS等を活用した情報発信・情報交流 ・多様な情報手段の確保等 <p>(3) 区民意向調査及び区政モニターアンケートにより、区民が必要とする情報、入手方法、区が発信する情報のわかりやすさなどについて、現状把握を行いました。</p>			

⑥ 民営化宿泊施設

外部評価委員会における 評価結果	今後の方向性	I 事業の方向性	●廃止を含めた抜本的見直し
		II 事業の改善	—
評価（理由等）			
<p>○今後の施設の老朽化による大規模修繕等を考えると、施設を維持していくべきかどうか廃止を含めた抜本的見直しを図っていくべきである。</p> <p>○廃止にあたっては、移動教室の民間宿泊施設等の代替場所の確保や東日本大震災を踏まえ、区民等の避難先確保などの緊急時の対応についても検討する必要がある。</p> <p>○「区民の保養のための宿泊機会の提供」については、施設の保有とは別に、引き続き行くための方法を検討する必要がある。</p> <p>○当面施設を維持し、宿泊事業を続けていく場合、区民以外の利用者の利用料について、区民の理解を得られる負担金額とするよう検討すべきである。</p>			
区の対処方針			
<p>近年の厳しい経済状況や顧客ニーズが多様化する中で、多くの民間宿泊事業者において、低料金化等の多様なサービス展開がされていることなどもあり、区の民営化宿泊施設では、区民利用者数の減少傾向が見られます。4施設は、それぞれに設置経過の違いや特色を有していますが、今後、老朽化に伴う大規模修繕等の経費負担の増加も想定されるなど、取扱いを検討する必要があるため、</p> <p>(1) 庁内に検討組織を設置し、施設ごとに廃止を含めた抜本的な見直しを行います。（平成24年3月目途）</p> <p>(2) 見直しにあたって、区民アンケートを実施します。（平成24年1月）</p>			
評価後の取組			
<p>(1) 民営化宿泊施設の今後のあり方について、庁内検討組織で検討を行い、検討結果に基づき、以下のとおり施設ごとに見直しの方向性を決定しました。</p> <p>①有利な条件で施設の売却が見込める湯の里「杉菜」については、平成25年度をもって廃止・売却する。</p> <p>②その他の施設については、運営事業者に更なる経営改善を求めた上で、当面区が保有することとする。</p> <p>(2) 現在、各運営事業者と経営改善に関する協議を行っています。また、湯の里「杉菜」については、平成25年度末の施設売却に向けて準備を進めています。</p>			

⑦ 保育施設の利用者負担

おける評価結果 外部評価委員会に	今後の方向性	I 事業の方向性	●見直し
		II 事業の改善	—
	評価（理由等）		
○認可保育所保育料について、データ整備を含めて、所得階層全般にわたり慎重に検討を進めていく必要がある。 ○保育施設間の利用者負担のあり方については、施設ごとのサービス内容・水準と利用者負担との関係も含めて検討・見直しを図っていくことが必要である。			
区の対処方針			
保育需要の増大と多様化に対応し、今後も質の高い保育サービスを安定的に提供するとともに、保育施設間の利用者負担の公平性を確保する必要があります。保育事業は、多額の経費を要しており、また、施設種別の違いにより利用者負担水準が異なっている現状を踏まえ、 (1) 認可保育所の保護者負担について、必要な見直しを行い、その骨子をまとめます。（平成23年度末目途） (2) 保育施設間の利用者負担についても、現在の認証等保育料補助制度について総合的に検証を行い、より公平性の高い制度構築に向けて必要な見直しを図ります。（平成25年4月実施）			
評価後の取組			
(1) 応能負担の原則に基づく認可保育所保育料の見直しについて案をまとめました。また、認可保育所との費用負担の格差を是正するため、認証保育所等認可外保育施設の保育料補助制度見直し案を策定しました。これらの案に対し、広く区民の意見を反映するため、無作為に抽出した区民との意見交換会・区民アンケートを実施しました。（平成24年12月） (2) 区民の意見等を踏まえ、認可保育所の保育料等について平成25年10月から以下のとおり変更することとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の保育料について、所得に応じて保育料が増加する、よりきめ細やかで公平性の高い保育料体系に改正。 ・認可保育所保育料の減額制度について、同一世帯に認証保育所等の在籍児童がいる場合に適用される減額内容を拡充。 ・多子世帯の利用者負担軽減策として、新たに第3子以降の保育料の原則無料化を実施。 ・認証保育所等認可外保育施設の保育料補助制度及び区保育室(直営型)の保育料についても、改定後の認可保育所保育料との均衡を考慮し、所得階層区分を細分化。 			

